Signshop-suzuki 宛

平成　　年　　月　　日

●宅地建物取引業者-報酬額票 金属銘板　注文書

印

※記入必須

貴　社　名

〒 □□□-□□□□

所　在　地

ご　担　当　者　　様　Tel / Fax

メールアドレス　　@

銘　板　構　造　　ご希望の構造に✓チェック

____箱曲げ加工.ステンレスHL.腐食銘板　製作費:40,000円、梱包送料:1,900円(税別)

____箱曲げ加工.真鍮HL.腐食銘板　製作費:43,000円、梱包送料:1,900円(税別)

~~____箱曲げ加工.ステンレスHL.印刷シート　製作費:31,000円、梱包送料:1,900円(税別)~~ 廃番

____枠付き加工.ステンレスHL.腐食銘板　製作費:53,000円、梱包送料:1,900円(税別)

____枠付き加工.真鍮HL.腐食銘板　製作費:60,000円、梱包送料:1,900円(税別)

~~____枠付き加工.ステンレスHL.印刷シート　製作費:35,000円、梱包送料:1,900円(税別)~~ 廃番

宅急便コレクト送り（代引き）でお届けします。

●この製品は、角ゴシックのみとなっています。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百七十二号

第一　定義

この告示において「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（課税事業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。第三から第五まで及び第七①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・四
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・三二
四百万円を超える金額	百分の三・二四

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の各当事者から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃（当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介が使用貸借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物の通常の借賃をいう。以下同じ。）の一月分の一・〇八倍に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けるに当たって当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一月分の〇・五四倍に相当する金額以内とする。

第五　貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃の一月分の一・〇八倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額との合計額が借賃の一・〇八倍に相当する金額を超えてはならない。

第六　権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借の代理又は媒介に関し、第二から第五までの規定によるほか、報酬を受けることができる。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

第七　第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止

① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

② 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第六までの規定に準じて算出した額に百八分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

附　則

1　この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

2　昭和四十年四月建設省告示第千百七十四号は、廃止する。

3　宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約でこの告示の施行前に成立したものの代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月十七日建設省告示第一百六十三号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成九年一月十七日建設省告示第三十七号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百七十二号）

（施行期日）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は賃貸の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

Signshop-suzuki
新座市石神1-8-16 102
FAX:042-420-4151

1.こちらでレイアウトした校正図を、FAXでお送りします。
2.校正図の誤字、脱字等をご確認頂いた後に製作します。
3.製作納期は校正完了日から、10～14日間必要とします。
4.発送日が確定しましたらFAX or E-mailでご連絡します。